

## ネットワーク産業にみる「産業融合」と「構造分離」

堀 雅 通

はじめに

1. ネットワーク産業における産業融合
2. ネットワーク産業に対する規制の変容
3. ネットワーク産業における構造分離
4. 「分離」と「融合」の政策合意

む す び

### はじめに

1980年代以降、公益事業は、規制緩和、技術革新の進展から「産業融合（inter-industrial convergence）」と「構造分離（structural separation）」という一見相異なる産業構造変化を伴いながら新たな進化を遂げようとしている。産業融合、すなわち異業種・異業態間の相互参入が起こるためには不可欠施設（essential facility）が分離されていなければならない。実際、産業融合が生起するところではアンバンドリング（unbundling）といった構造分離がみられる。構造分離は、ネットワーク構造の分離を意味するが、一方で、ミッシング・リンクの解消などネットワークの形成に深く関与している<sup>1)</sup>。「分離」と「融合」は、いわば表裏一体の関係にあり、「分離」が「融合」の前提条件となっている。

公益事業に特徴的なことは、いずれもネットワーク構造を有している点である。ネットワーク構造を有する産業として金融業や流通業がある。これらの産業はこれまで公益事業には含まれなかった。しかし、現在、公益事業は流通業や金融業をも巻き込みながらドラスティックな構造変化を遂げている。

本論は、ネットワーク構造を有する事業を総括的に「ネットワーク産業」とみなして分析す

---

1) 例えば都市鉄道の整備において異なる事業主体の鉄道路線を鉄道建設・運輸施設整備支援機構が工事主体・運営主体となって新たな鉄道線路を建設・整備することで鉄道ネットワークのミッシング・リンクを容易に解消することが可能となる。JR 東海道線と相模鉄道線の連絡路線の建設はその一例といえる。完成した路線は構造分離（＝上下分離）方式で利用される。

る<sup>2)</sup>。「融合」、「分離」という、一見相反する経済行為・取引関係がネットワーク事業の経営にどのような政策含意を有するか考察する。

## 1. ネットワーク産業における産業融合

産業融合とは、従来は異なる産業に分類されていた複数の産業が、技術革新や規制緩和によって相互参入が容易となり、双方の産業が競争関係に立つ現象をいう<sup>3)</sup>。例えば、通信と放送は規制緩和と技術革新（特にデジタル技術の開発）によって業種間・業態間の垣根が低くなり、双方の事業が融合化した。すでにデジタル放送向けに制作された番組は、インターネット配信やワンセグ（携帯端末向け地上デジタルテレビジョン放送）によって、通信と放送双方のサービスが受けられるようになった。移動端末向け放送を通して映像コンテンツの新たな視聴形態も実現している。またモバイルショッピングとの連動などデータ放送や双方向機能を活用したサービスも登場している。ブロードバンド（高速大容量）など高速通信を可能にした回線整備がこのようなサービスの普及を実現している。その結果、ブロードバンド通信やデジタル放送の普及により通信と放送の垣根（境界）は消滅、業種・業態を超えた新たな事業提携、すなわち「通信と放送の融合化」が進んでいる<sup>4)</sup>。

業種・業態の垣根を超えたサービスの提携・融合化は、特にネット・通信・パソコン・家電分野で進んでいる。パソコン（＝ネット）と通信（携帯電話）サービスの差は縮まり、金融機能も取り込んでネット（＝パソコン）と通信（＝携帯電話）サービスの融合化が進んでいる。通信事業者と家電メーカーの提携も進み、携帯電話会社・ネット企業・金融機関の連携も加速化している。国境を超えたネットワークの提携、グローバル化も進んでいる。

エネルギー産業でも同様の現象がみられる。電力会社と都市ガス会社がそれぞれ業態を超えた相互参入を開始し、サービスの競合化現象が見られる。コージェネレーション（熱電併給）など小規模でも効率的な発電設備が開発されたからである。さらに、銀行、証券、保険といった（広義の）金融業でも産業融合が進んでいる<sup>5)</sup>。

2) 公益事業は有形・無形のネットワークを介してサービスを提供している。本論は（有形・無形を問わず）何らかのネットワークを介して当該サービスを提供している事業を「ネットワーク産業」と定義する。浅井（2004）31頁、参照。

3) 産業融合については主として植草（2000）を参照した。

4) 放送と通信のデジタル化やブロードバンド化の進展に伴って生じている映像・音声コンテンツのネット配信の本格化、端末・ネットワーク等の共用化、通信・放送分野における事業者の相互参入等の現象を「通信と放送の融合」と呼んでいる。井手（2004）第4章「放送」（中村清著）75-94頁。『日本経済新聞』2007年6月14日（夕刊）、参照。

5) 銀行業、保険業、証券業の産業融合については植草（2000）15-16頁、57-89頁を参照されたい。

実店舗とサイバー店舗を組み合わせて販売する異業種融合も起きている。自らは表のサービスプレーヤーではないが、他産業の裏側に入り込み、情報通信技術を活かし、例えば、エネルギー分野におけるスマートメーターや、オフィス、マンションでのエネルギー・マネジメントなど様々な産業分野でのサービス提供をサポートする。ちなみにヨーロッパでは電気・ガスのことをコモディティ、電気・ガス以外の修繕や機器販売のことをサービスと呼び、電気とガスはもはや区別すべき商品ではなくなっている。すなわちエネルギーサービスと情報通信サービスはともに提供されるような状況となっている。まず競争によって旧来のエネルギー産業の市場が崩れ、需要が離脱する。そこへ、電気、ガス、情報通信、さらに金融が連携した新たなサービスが登場する。こうして、電気、ガス、情報通信、金融の融合化が進んでいく<sup>6)</sup>。

## 2. ネットワーク産業に対する規制の変容

通信と放送の事業境界は事実上消滅し、旧来の事業区分は困難、あるいは無意味となっている。ブロードバンドを介した通信、放送両産業の競争関係は大きく変化した。こうした産業融合の進展は、経済・産業政策の法体系や制度の抜本的な見直しを迫るものとなっている。融合化した通信と放送の両産業は従来と同じ枠組みで議論することは難しくなっている。相互参入、融合化に伴う競争の激化は、それまで事業法によって事業内容・事業領域が厳然と画されていた公益事業の産業構造全体を変えつつある<sup>7)</sup>。

産業融合が進展している情報通信、エネルギー、金融の各産業では、企業統合、企業合併、企業提携が盛んに行われている。1980年代に自由化が始まった欧米の通信・電力分野では企業統合が最終局面を迎えようとしている。ネットワーク産業の分野では自由化による競争激化の結果、企業統合が加速化している。自由化や技術革新の進展、インターネットの普及などで料金引き下げ競争が続く中であっては、様々なサービスの統合や経営規模の拡大なしには生き残りにくい状況となっている。

ネットワーク産業の企業行動はそれぞれの事業法により価格設定やサービス内容が厳しく規制

---

6) 森本・西村・栗山・古城・山内 (2014) 8頁, 参照。

7) 一方の産業から新規参入が発生したとしてももう一方の産業からも新規参入が発生しない限りそれは「片方参入」にすぎず産業融合は起らない。電力会社は電気通信事業に参入したが電気通信会社が電力事業に参入したという例はない。ファクシミリやEメールの登場で電気通信と郵便は文字情報の伝達という分野で融合したが、電気通信、特に電話と郵便はそれぞれ固有のサービス分野をもっており、両産業の融合は部分的でしかない。産業融合はあくまで「相互参入」が決め手となる。複数の産業が一つの産業に全面的に融合するケースは多くないが「部分融合」はみられる。植草 (2000), 参照。

されてきた<sup>8)</sup>。事業法は地域独占的な市場構造を前提に当該事業者に独占的な事業経営を認める(私的独占の禁止及び公正競争の確保に関する法律〔以下、「独禁法」〕の適用除外)一方、厳しい公的規制によって当該事業者の独占的行動を規制し、新規参入を認めないなど競争を制限する役割を果たしてきた(同時に当該事業者を保護する役割も果たしていた)。このような産業にあっては新たな事業は容易に起こせない反面、厳しい市場競争からは隔離・保護されていたともいえる。しかし、ネットワーク産業が置かれた経営環境は極めて競争的である。そのため旧来の事業法に基づく経済規制は大幅に緩和され(「独禁法の適用除外」規定の廃止)、その結果、ネットワーク産業は、それぞれの市場に見合った自律的な意思決定と機動的な事業展開をモットーとするようになった。

留意すべきは、価格規制、参入・退出規制といった経済規制の根幹を事実上失った事業法は形骸化し、代わって独禁法の役割が注目されるようになってきたことである。事業法が「事前規制」であるのに対し、独禁法は「事後規制」で対処する点、法規制のあり方が変化する。

独禁法と事業法の適用は双方の規制基準に矛盾があってはならない。実際、技術革新の著しい情報通信産業は事前規制になじまない部分が多い。そのため事業法と独禁法の解釈や運用に違いが生じ、事業運営の現場に二重規制の混乱が生じないとも限らない。統合的な運用が求められる。競争促進に向けては独禁法を所管する公正取引委員会と事業法の所管官庁との間に相互補完的な協働が求められる<sup>9)</sup>。基本的な考え方として、事前規制は必要最小限にとどめ、それ以外は独禁法による事後規制を基本とすべきである。

産業融合は企業統合を活発化させるが、その結果として融合産業内の数業種・数業態を関連多角化ないし垂直統合させた「巨大企業」が誕生する。新たなビジネス・チャンスを活用して新たなサービスを提供する独立した小規模の「新規企業」を誕生させることもある<sup>10)</sup>。他方で、それぞれ本業に専念する企業が存続する。

こうした産業融合が進行する過程にあってはいたずらに企業統合を阻止すべきではない。重要なことは巨大企業に対して公正競争に関する規律の遵守を強く訴えることである。巨大企業のいかなる行為が独禁法違反行為となるか、認識させなければならない。規制当局も市場競争を客観的に評価・分析する手法、いわゆる「有効競争レビュー」を明確化していく必要がある。国内の電力市場において圧倒的な市場支配力と資本力をもつ電力会社がそのまま他の事業分野へ進出し

---

8) 井手(2004)終章「自由化と公正な競争に向けて」(井手秀樹著)165-176頁、参照。白石(2000)第11章、185-194頁、参照。秋山・松岡(2015)、第7章「公益企業と経営」95-112頁。

9) 井手(2014)30頁、参照。最近では高額なスマートフォンの購入を巡る商慣行(再販売価格の拘束)について競争政策の立場からの公正取引委員会と通信政策の立場(行政指導)からの総務省が足並みをそろえて「適正な」競争を求める対応をとっている(『日本経済新聞』2016年7月28日、参照)。

10) 植草(2000)139-157頁、186-188頁、参照。青木・伊丹(1985)第5章「業務構造の決定」、85-107頁、参照。

ていく場合、そこに公正競争の観点から全く問題がないとはいえないからである<sup>11)</sup>。

企業統合が活発化していくと巨大企業に対する分離・分割要求が起こってくる。企業が合併・統合(=「統合戦略」)を行うのはそこに経済合理性があるからである。企業統合の経済性としては規模の経済性、範囲の経済性、経営資源の有効活用、リスクの分散、取引コストの節約などがある。企業統合は経済合理性を有するが無限にそれが可能なわけではない。組織が巨大化すれば内部管理コストが増大する(「統合の不経済性」)。これを回避する方策として企業の分離・分割・分社化がある。

技術融合が進んで規制緩和によって相互参入が許された段階では企業統合は避けて通れない。統合する分野の国内及び国際的な競争状態をみた上で統合が競争を阻害しないと判断されたら当該統合は容認されるべきであろう。たとえ巨大企業が市場支配力を使って排他的な行使をし、また独占的な市場で独占価格を設定するという行為を長期にわたって維持する可能性がある場合でも、それが立証されない限り(独禁法は事後規制)企業統合は阻止されるべきでない<sup>12)</sup>。統合企業が排他的行為や独占的価格設定行為を実際に行った場合、それらの行為を独禁法違反事件と捉えるか、あるいは規制官庁が当該企業の価格政策に変更命令を出すか、いずれかの措置が取られることになるだろうが、そのような行為に対しても差し止め措置だけでは根本的な解決に至らないことが立証された段階で初めて企業の分離・分割措置が取られるべきである。

### 3. ネットワーク産業における構造分離

1980年代以降、公益事業を営む公企業において様々な構造改革が実施されてきた。その一手法として取られた措置が構造分離である<sup>13)</sup>。構造分離とは、本来一体的に運営・管理されるべき事業構造・事業組織を、その所有ないし支配関係を分離・分割して運営・管理することをいう。構造分離にはインフラ(ストラクチャー)とオペレーションの分離(いわゆる上下分離)、ハードとソフトの分離(例えばプロバイダサービスと電話回線の分離)など様々な態様があるが<sup>14)</sup>、公益事業など

---

11) 「巨大企業」と「新規企業」が融合産業内の特定の市場において競争する場合、巨大企業が新規企業に対して競争上の優位性を有している場合が少なくない。巨大企業は資金獲得の面での有利性を持ち、資材調達や生産・販売面における範囲の経済性も享受できる。また一方の事業における利益を他方の赤字事業に注ぎ込むこと(内部相互補助)も可能となる。過去において巨大企業はこのような有利性や事業戦略をしばしば使って新規企業の参入を阻止したり、既存の競争相手を市場から排除(「排他的行為」)したりして、独禁法の違反事件を引き起こしてきた。植草(2000)139-157頁, 186-188頁, 青木・伊丹(1985), 第5章「業務構造の決定」, 85-107頁, 参照。

12) 植草(2000)187頁, 参照。

13) 構造分離の用語の命名はOECD(2001), OECD・山本(2002)による。

14) 上下分離は鉄道事業にみられる構造分離である。上下分離によって鉄道事業は上部構造と下部構造

ネットワーク産業についてはネットワーク構造の分離と捉えることができる<sup>15)</sup>。分離されたネットワークは開放され、新規参入を誘発する。したがって参入規制の撤廃、オープンアクセスは構造分離が前提となっている。また伝統的にインフラとサービスを同一主体が提供する垂直統合型モデルから、それらを別の主体が提供しうる水平分業型モデルへ転換する事例もみられるようになった<sup>16)</sup>。

産業融合は異業種・異業態間相互のオープンアクセス、すなわちオペレーション・ネットワークとインフラ・ネットワークの分離によってインフラ・ネットワークに異業種・異業態の新規参入を認めることである。留意すべきは、物理的に分断されたインフラ・ネットワークを相互接続・連結する形で鉄道ネットワークの整備が図られる点である。このとき上下分離が重要な役割を果たす。「分離」「接続」という一見相反する経済行為・取引関係が上下分離、ネットワークという形で機能することで社会資本の整備が促進される。それゆえネットワーク効果に配慮した事業システムの構築、ネットワークの整備が肝要となる<sup>17)</sup>。

産業融合と密接に関係する構造分離がハード（伝送インフラ）とソフト（＝コンテンツ、情報の内容）の分離である。気に入った音楽をインターネットでパソコンにダウンロードして携帯型音楽再生機に取り込んで持ち歩いたり、DVDに録画しておいた映画をゆっくり鑑賞するなど我々の日常生活は今やコンテンツ産業と切り離せない関係にある。コンテンツのビジネス上の重要性は増している。

通信と放送が融合化し、両業態の垣根が低くなりつつある中、当該事業の成否はコンテンツの内容によって大きく影響される。この場合、コンテンツの所有権がいかなる事業者に帰属するか、あるいはコンテンツの利用がどのような形で行われるかがコンテンツ産業の将来を左右する。コ

に分けられる。事業構造の分離はオペレーション（＝輸送）・ネットワークとインフラ・ネットワークの分離を意味する。

15) オペレーション・ネットワークは市場原理が有効に機能する企業的・競争的な事業領域（competitive activities）である（但し、不採算ながら社会的に必要な輸送サービスについては公的補助が必要となるためこの場合のオペレーション・ネットワークは公共的・非競争的な事業領域となる）。一方インフラ・ネットワークは一般に大規模な固定施設であるがゆえ「規模の経済」が働き自然独占性を有する。のみならずインフラの存在自体に便益を有するなど利用可能性（availability）といった外部効果が認められる。こうしたインフラ・ネットワークは公共的・非競争的な事業領域（non-competitive activities）といえる。OECD（2001）p. 8, cf.

16) 大橋（2014）22頁、参照。

17) 上下分離は事業構造の分離・分割によって非競争的・公共的な事業領域と競争的・企業的な事業領域を明確化する。事業領域の公共性と企業性を分別し、役割分担を明示することで公共政策と競争政策の両立と調和が図られる。一方で上下分離はネットワークの相互接続・連結に有効な方法となる。この場合、ネットワーク効果を発揮する事業組織の構築とネットワークの形成が肝要である。ネットワーク効果に配慮した競争政策と公共政策の両立・調和が上下分離の政策含意といえる。

コンテンツ産業の力を増すには放送ソフト（番組制作）の作り手が競争的な市場の中で番組を正当な対価で売れるような環境を整備していかなければならない。しかし放送される番組の所有権（＝著作権）は当該番組を制作した放送局にある。放送局はコンテンツとハードを一体的に所有している。そのためコンテンツの再利用（＝再放送）の権利は放送局にあり、当該コンテンツの流通はストップする<sup>18)</sup>。そこで、コンテンツがハードから分離され、その利用・流通が自由になれば、視聴者に多くの便益をもたらすだろう。IT分野の国際競争力を高めるためにもコンテンツの流通は不可欠である。それには放送局が市場から番組を買わざるを得なくなるハードとソフトの分離が有効といえる。

ハードとソフトの分離は自ずと放送と通信の相互参入、融合化を促す。この場合、通信事業者の通信ネットワークや放送局の放送設備は「伝送インフラ」（通信ネットワーク、放送設備）としてまとめて管理する。そうすることで事業者は（地上波の放送局のように）ハードとソフトを一体化して運営することができるし、インフラ、ソフト、いずれかを事業とすることも可能となる。その結果、通信事業者が放送業を手がけたり、あるいは放送局が通信ネットワークを敷いてネットで番組を配信できるようにもなる。電波法及び放送法の制定以来、ハードとソフトの一致が取られてきたが、放送法等の一部を改正する法律によりハードとソフトの分離を原則とする放送法及び電波法の改正が行われた。これにより電波法は基幹放送用周波数を指定することを受け持ち、事業開始は放送法による認定制度となった。その結果、隣接する業界あるいは異業種からの通信事業への新規参入がみられるようになった<sup>19)</sup>。

#### 4. 「分離」と「融合」の政策含意

電力事業は発電、送電、配電の各事業に分けられるが、従来これらの事業はいずれも一つの企業によって垂直統合的に営まれてきた。しかし1990年代から発電については既存の電力会社以外

---

18) 総務省編（2006）、参照。

19) 武智（2015）22頁、参照。ハードとソフトの分離が困難であってもコンテンツの流通を促す方法はある。ハードとソフトの融合あるいは提携である。例えばインターネット接続事業者がコンテンツ事業者と提携すれば、パソコンで視聴できるVOD（Video On Demand）型の映像配信サービス（いわゆる「インターネット放送」）を提供することができる（利用者からの要求に応じて映像コンテンツを配信するサービス）。あるいは放送事業者が保有する豊富な映像コンテンツを活用し、インターネット接続事業者との提携や自社が運営するネット配信用のウェブサイトを通じてインターネットを利用したVOD型の映像配信サービスを提供する。ともあれ市場の発展のカギはデジタル・コンテンツ同士の多様な組み合わせにある。かくしてコンテンツ産業はハード、ソフトに限らず顧客の要望に見合ったサービスの提供や情報価値を高めるコンテンツ・ビジネスへと変化していく。中村（2014）45頁、参照。

にも参入が認められるようになり、資本力をもつ事業者（製鉄、製紙、ガスなど）が発電所を建設して電力の供給を行うようになった。また2000年以降は小売事業への参入も一部自由化された（もっとも自由化された電力市場のシェアはごくわずかで必ずしも活発な競争が行われていたわけではない）。このような中、2015年6月、既存の大手電力会社に発送電分離（構造分離）を義務付ける改正電気事業法が成立した<sup>20)</sup>。

都市ガス事業も、電力事業と同様、生産部門、導管部門、小売事業部門に分けられる。いずれも一体的に運営・管理されてきたが、小売部門を導管事業から切り離し、新規参入を認め、競争的な市場を創設することとなった（2015年6月、改正ガス事業法成立）。これにより都市ガスの小売りが家庭向けも含め2017年4月から全面自由化される。東京ガス（株式会社）など大手都市ガスに対しては家庭や工場などにガスを送る導管の保守・管理事業を別会社化する「法的分離」が義務付けられる。このような電力事業と都市ガス事業のシステム改革は、既存の大手電力会社や都市ガス会社に経営上深刻な影響を与える可能性がある。

留意すべきは構造分離に伴うオープンアクセスによって異業種間の相互参入が生起し、産業の融合化（産業融合）に繋がっていることである。電力、ガスのシステム改革は構造分離を伴う参入自由化措置である。異業種も含めた小売市場への参入自由化は料金を抑制する効果がある。また大手電力会社と異業種の連携により多様なサービスの実現が期待される。中でも通信と電気のセット販売が目される。例えば東京電力（株式会社）はソフトバンクモバイルがもつ店舗網を活用し、電気料金と携帯電話の通話料をセットにした割引販売を行っている。携帯電話会社と提携した電気と通信のセット契約など多様な料金メニューが登場する。ソフトバンクモバイルがTポイントの運営会社に出資していることを踏まえ、電気料金支払いの際にポイントを付与するサービスである。携帯電話やガスとセットで電気を購入することで割引が受けられる。電気を買って得たポイントを他の商品と交換できるサービスもある。一方、NTTドコモとローソンはポイントサービスなどで提携した。ドコモの携帯電話契約者向けのポイントカードを使って買い物ができる。その他、東京電力は有線放送のUSENと業務提携し、異業種との協力関係を拡大している。関西電力（株式会社）や中部電力（株式会社）も携帯電話大手との提携を模索している<sup>21)</sup>。

このようにエネルギー自由化時代が本格化する中で電力事業、都市ガス事業は電気通信事業、さらには金融業を巻き込んで融合化を続けている。その結果、電力会社と都市ガス会社の顧客争奪戦が激しさを増している。電力会社も都市ガス会社も産業融合に伴う競争圧力を交わしながら、いかに自由化のチャンスを生かしていけるか、両業界の知恵と工夫が問われている。

情報通信産業も1990年代以降インターネットやブロードバンド・サービスといった技術革新に

---

20) 『産経新聞』2014年7月30日、2015年5月14日、6月15日、18日、21日、9月5日、参照。

21) 『産経新聞』2015年2月16日、6月18日、『日本経済新聞』2015年5月14日、参照。

より産業構造が大きく変化した。グローバル化の進展によって地理的な制約がなくなった。またハード（事業）とソフト（事業）の分離により業種・業界の垣根が除去された<sup>22)</sup>。ところが法制度が依然縦割りのまま残っている。そこで通信と放送を縦割りで規制するのではなく、テレビ番組とネット番組のように類似したサービスはこれを横ぐしで規制する。これにより技術革新に対応した多様な新規参入を促す。同時に有害な番組・情報の規制基準も放送、ネットにかかわらず一本化、統一する（放送と通信を「情報通信産業」として分類）。現行法では放送局には放送内容の規制や他のメディアとの兼業規制が課せられているが、これに対して通信事業者には「通信の秘密」の保持義務からコンテンツ（映像、画像など情報の内容）に対する規制がない。しかし不特定多数の人に同一の情報を流す行為は通信というよりも放送に該当する。通信事業者によるネット配信が本格化すればコンテンツの内容によっては何らかの規制が必要となる。実際、公序良俗の面での規制はネット通信に対しても実施されている<sup>23)</sup>。

1985年4月の通信自由化以降も、通信市場の競争ルールとして事後的な規制を行う独禁法に基づく一般的な競争ルールの他、(事前的な規制を行う)事業法に基づく競争ルールが適用されてきた。独禁法上の競争ルールと事業法上の競争ルールは相互補完関係にあるが、独禁法上の競争ルールと事業法上のルールは重なる側面もある。したがって独禁法上の競争ルールのみで十分で事業法上の競争ルールは不要のようにも思える。いうまでもなく事業法上の競争ルールは巨大企業による自由な競争の事業展開に一定の制約を加え、競争者に公正な競争機会を確保することに重点が置かれている。「公正かつ自由な競争の促進」を目的とする独禁法と異なり、(例えば)電気通信事業法は「公正な競争の促進」を目的としている。したがって事業法上の競争ルールの必要性も含め不断の「競争評価」が不可欠となってくる<sup>24)</sup>。しかしながらネットワーク産業と関連産業がバンドリング(連接・連結)したときの競争判定は難しい。そのようなネットワーク産業の融合を規制する際の基本的な枠組みとして以下の3点が指摘される<sup>25)</sup>。

- ① 小さなネットワークは大きなネットワークに対抗できないため、相互接続や開放を重視し、それを認めないのは独禁法違反で競争制限行為だというエッセンシャル・ファシリティ理論。
- ② 情報通信の進展などによって参入障壁が低くなり、新しいネットワーク産業の参入可能性が出てきている。コンテストブル理論からシェアが大きくても市場支配力がなければ問題ない、

22) 森本・西村・栗山・古城・山内(2014)7頁, 参照。

23) コンテンツの流通という側面でみれば放送も電気通信も同じである。ただこれまでは「表現の自由」からコンテンツも規制する放送と「通信の秘密」からコンテンツを規制しない電気通信事業とがいわば縦割りで捉えられていたにすぎない。そこでコンテンツ流通市場においても制度的な縦割りは維持しつつも放送事業と電気通信事業を水平的に分離し、制度設計していく流れが通信と放送の融合ということになる。中村(2014)45頁, 参照。

24) 根岸(2015)6-13頁, 参照。

25) 森本・西村・栗山・古城・山内(2014)4-17頁, 参照。

すなわちシェア中心の考え方から市場支配力の考え方にシフトしてきている（という考え方）。

- ③ 設備産業中心からネットワーク主体になったことで勝者の総取りという可能性が増加している。大きくシェアをとるために競争者を排除する行為が出てくることに対する注意が必要となっている（という捉え方）。

## む す び

産業融合と構造分離に伴う産業構造変化の中で様々なニュービジネスが展開されている。ニュービジネスとは、何らかの新しい方法、技術によって、あるいは従来とは異なる産業分野・領域において新たな需要を開拓する、かつ一定の採算性が見込まれる事業のことをいう。産業融合、すなわち異業種からの新規参入が起こるためには、送電線、加入者回線（固定地域通信網）、ガス導管、鉄道線路といった不可欠施設が開放されていなければならない。不可欠施設の開放はインフラ・ネットワークの開放であり、インフラ・ネットワークとオペレーション・ネットワークの分離である。

インフラ・ネットワークがオペレーション・ネットワークから分離することで（異業種・異業態事業者相互の）新規参入が可能となる。インフラ・ネットワークを介して様々な事業者相互の競争が展開されていく。それはとりもなおさず産業の融合化を誘発する。実際、産業融合が生起するところでは不可欠施設、インフラ・ネットワークの開放、アンバンドリングといった構造分離がみられる。このような産業融合と構造分離はいわばコインの表と裏の関係にある。ともあれ産業融合は構造分離が前提となっている。産業融合と構造分離はそれによってもたらされる競争関係を通じてニュービジネスを育むプラットフォームの役割を果たしている。実際、すでに様々な分野でニュービジネスの立ち上げが行われている。

ネットワーク産業のニュービジネスには構造分離と産業融合の側面がある。例えばICカードによる駅ナカビジネスの展開は鉄道の流通・金融への進出といえる。通信と放送が融合したスマホ・ケータイに、乗車券、電子マネー、ID、クレジット、オートチャージといった機能を統合、さらに出改札機能をも付加した（JR東日本の）デジタル・チケット「モバイル Suica」はクラウド型マルチ決済システムにより新たなビジネス、サービスを誕生させた<sup>26)</sup>。駅も「通過する駅」から「集う駅」へ変身した。そのような中でネットワーク産業企業は、本業を中核としながら多種多様なサービス、新規事業に挑戦している。

ネットワーク産業は「繋がる」ことで機能し、「繋がる」ことに意味がある<sup>27)</sup>。こうしたネット

26) 椎橋（2013）、堀（2014）、参照。

27) 大橋（2014）24頁、参照。

ワーク産業の新たな方向は従来は異なると考えられてきた市場・産業分野に新たな「補完性」を見出し、新たな繋がりを求めていくことにある。換言すれば、新たな事業、ビジネスに「範囲の経済性」を追求することといえる。異なる業種、異なる業態との融合がイノベーションを生み出す。公益事業は、「分離」と「融合」という産業構造変化の中で新たなビジネスを生み出し、新たなネットワーク産業に生まれ変わろうとしている。

#### 参考文献

- 青木昌彦・伊丹敬之(1985)『企業の経済学』岩波書店。
- 秋山義継・松岡弘樹編(2015)『ベンチャー企業経営論(改訂版)』税務経理協会。
- 浅井澄子(2004)「ネットワーク産業の経済的特質」ネットワーク・ビジネス研究会『ネットワーク・ビジネスの新展開』八千代出版, 31-48頁。
- 井手秀樹編(2004)『規制と競争のネットワーク産業』勁草書房。
- 井手秀樹(2014)「ネットワーク産業における競争政策」『運輸と経済』第74巻第11号, 運輸調査局, 2014年11月, 25-30頁。
- 植草益(2000)『産業融合—産業組織の新たな方向—』岩波書店。
- 大橋弘(2014)「ネットワークにおける産業組織論:概説」『運輸と経済』第74巻第11号, 運輸調査局, 2014年11月, 18-24頁。
- 椎橋章夫(2013)『ペンギンが空を飛んだ日』交通新聞社。
- 総務省編(2006)『平成18年版 情報通信白書—ユビキタスエコノミー—』ぎょうせい。
- 武智健二(2015)「私の電気通信事業法史」『Nextcom』Vol. 23, 2015 Autumn, KDDI 総研, 2015年9月, 14-23頁。
- 中村彰宏(2014)「ネットワーク産業における競争政策」『運輸と経済』第74巻第11号, 運輸調査局, 2014年11月, 39-46頁。
- 根岸哲(2015)「事業法上の競争ルールはいつまで必要か—通信自由化30年に寄せて—」『Nextcom』Vol. 23, 2015 Autumn, KDDI 総研, 2015年9月, 6-13頁。
- 堀雅通(2005)「鉄道ネットワークの整備にみる上下分離の機能と役割」『中央大学経済研究所年報』第36号, 中央大学経済研究所, 2005年10月, 333-351頁。
- 堀雅通(2014)「交通系 IC カード事業の現状と課題」『運輸と経済』第73巻第10号, 運輸調査局, 2013年10月, 4-12頁。
- 堀雅通(2015)「『構造分離』と『産業融合』に関する一考察—『分離』と『融合』の産業構造変化—」『福岡大学商学論叢』第60巻第1・2号, 福岡大学研究推進部, 2015年11月, 121-156頁。
- 森本雄司・西村陽・栗山浩樹・古城誠・山内弘隆(2014)「ネットワーク産業の融合と新たなビジネスの展開」『運輸と経済』第74巻第11号, 運輸調査局, 2014年11月, 4-17頁。
- 山本哲三・野村宗訓編(2013)『規制改革30講—厚生経済学のアプローチ—』中央経済社。
- OECD(2001) *Restructuring Public Utilities for Competition – Competition and regulatory Reform –*, OECD Publications, Paris. (OECD 編・山本哲三訳(2002)『構造分離—公益事業の制度改革—』日本経済評論社)。

(東洋大学国際地域学部教授 博士(商学))

